

「永久磁石に係る安定供給確保を図るための取組方針改定（案）」

に関する意見公募手続の結果について

令和7年5月21日

経済産業省

製造産業局

金属課

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく、永久磁石に係る安定供給確保を図るための取組方針（案）」について、令和7年4月16日から同年5月15日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	「リサイクル技術開発および設備投資について、ネオジム磁石のリサイクルを対象とする。製造工程で出る加工屑などに加え、市中の使用済み製品に含まれる磁石の回収・リサイクルが可能な設備投資を取組の対象とする。」と修正し、対象設備の追加を検討してほしい。	ご意見にあるとおり、市中の使用済み製品に含まれる磁石回収技術の高度化と一層の普及は重要と考えております。その上で、取組方針原文にある「リサイクル技術開発及び設備投資について、ネオジム磁石のリサイクルを対象とする。製造工程で出る加工屑などに加え、市中で回収された磁石のリサイクルが可能な設備投資を取組の対象とする。」中の「市中で回収された磁石のリサイクルが可能な設備」には、「使用済み製品に含まれる磁石を回収」のための設備も含まれております。
2	対象設備容量に関して、市中の使用済み製品に含まれる磁石を回収する場合は、設備増強500t以上、新規設備200t以上という一律の条件ではなく、小規模な市中回収・リサイクルが進むよう関係者による連携の取組も考慮し、生産量の規模等の条件を柔軟に設定することが必要	取組方針原文で設定しているネオジム磁石の生産量は、リサイクルによる原料を用いた磁石生産の採算性を確保することが重要であるため、一定の基準値として設定しているものです。その上で、ご意見のような「関係者が連携した市中製品からの磁石回収・リサイクルプロセスの高度化・普及」を考慮することも重要であるところ、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。